

『ドイツ研究』投稿論文査読要綱

1. 査読の対象

『ドイツ研究』への投稿論文（論文、トピックス、レポート）は、本要綱に基づいて査読を行い、掲載の可否を決定する。

2. 審査委員への依頼

編集委員会が受理した投稿論文は、編集委員会が選任した 2 名の審査委員に査読を依頼する。審査委員のうち 1 名は日本ドイツ学会会員とする。

3. 審査期間

審査委員は、3 週間以内に査読結果を編集委員会に報告しなければならない。

4. 審査対象論文の評価

査読結果の評価は、以下の 4 段階とする。

A 掲載

B 形式的、技術的補正を中心としたわずかな修正（おおむね 2 週間程度の期間を必要とすると思われるもの）のみで掲載可能

C 内容上の補正を含む相当の修正（おおむね 4 週間以内の期間を必要とすると思われるもの）を経れば掲載に値するもの

D 不掲載（内容上の補正をしても掲載に値するものと考えられない、あるいは補正に 4 週間以上の長期間が必要であると思われる場合）

5. 審査コメント

審査委員は、上記 4 段階の評価とともに、その評価の根拠となるコメントを提出する。補正を必要とする判断した場合には、補正すべき点を具体的に記述する。なお、書式は自由とする。

6. 審査結果の確定

2 名の審査委員の評価とコメントにもとづき、編集委員会は協議によって、掲載、補正の上再審査、または不掲載のいずれかの確定を行う。

7. 補正の上再審査

補正の上再審査の場合、補正された原稿が提出されたときは、原則として、当初の審査者に再審査を依頼するが、編集委員会が再審査を行うこともできる。この場合、編集委員会は、補正の要求が満たされていると判断するならば、掲載とする。補正の要求が十分に満

たされていないと判断するならば、協議の上、再度の補正を求めるか、または不掲載とするかを確定する。

8. 投稿者への通知

編集委員会は、審査結果が確定したのち、その結果を投稿者にできるだけ速やかに通知する。その際、審査委員のコメントを添付する。補正の上再審査とした場合は、補正が必要な点について投稿者がよく分かるように指示する。

9. 附則

この要綱は、2015年9月1日より施行する。

以 上